

【意見4】

教育を行わないまま、学校等で安易に献血を体験させるべきではないと考える。集団の圧力がかかる学校では問題がある。

【考え方】

献血は、自発的な善意の行為であり、学校はもとより会社や献血ルーム等の採血所にあっても、決して強制があってははいけません。

厚生労働省では、1991年の国際赤十字社・赤新月社決議を基に、「献血」の定義を「自発的な無償供血」としてしています。

